

Title	薬物依存の課題を抱える者の地域における生活再建に関する考察：障害者福祉サービス活用の可能性と課題
Author	高橋, 康史 / 大山, 真澄 / 今野, 貴矢
Citation	都市と社会. 6 巻, p.186-194.
Issue Date	2022-03
ISSN	2432-7239
Type	Departmental Bulletin Paper
Textversion	Publisher
Publisher	大阪市立大学都市研究プラザ
Description	
DOI	10.24544/ocu.20230119-001

Placed on: Osaka City University

(コミュニティレポート)

薬物依存の課題を抱える者の地域における生活再建に関する考察

—障害者福祉サービス活用の可能性と課題—

高橋康史 (名古屋市立大学大学院人間文化研究科 講師)
大山真澄 (名古屋市立大学人間文化研究科 博士前期課程)
今野貴矢 (名古屋市立大学人文社会学部 3年)

1. 問題の所在

本稿の目的は、刑事施設を出所した薬物依存の課題を抱える者(以下、薬物依存者と表記)が、障害者福祉サービスを活用しながらいかにして地域生活を再建していくのかを明らかにしたうえで、彼/彼女らに求められる支援のあり方について考察を試みることである。

厚生労働省は、『「地域共生社会の実現に向けて(当面の改革工程)」(2017年2月7日:厚生労働省「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部決定)を発表し、日本における地域を基盤とした社会福祉の実現に向けて「地域共生社会」というビジョンを示した。地域共生社会は、実践現場においても、研究領域においても、長らく指摘されてきた日本の社会福祉政策における「制度の縦割り」・「制度の隙間」の問題に対して、アプローチを試みたものである。また、このビジョンは多様な社会的排除状態に置かれた者や課題の複合化した状態に置かれた者を射程に入れたものである(社会福祉法人全国社会福祉協議会 2019)。

一方で、薬物依存者に対しての地域支援や社会政策は、司法、医療、社会福祉と多様なアクターが参与しているのが実情である。この点を具体化したのが、法務省により、2016年に公布・施行された「再犯の防止等の推進に関する法律」(以下、再犯防止推進法と表記)である。この再犯防止推進法では、国だけでなく地方公共団体も、刑事施設出所者等の再犯防止に寄与することが求められ、地方自治体は再犯防止推進計画の策定の努力義務が課されている。また、ここでは、司法だけでなく、医療、社会福祉、民間団体

等の多様な機関や人が関わりをもつ重要性が唱えられている。特に、薬物依存者を医療の提供によって、対応していくという医療化の動きも色濃くもつものである。

しかしながら、次章で詳述するように、当事者が地域で生活再建をするという観点が次如している。高橋有紀は、「地域共生社会」のビジョンが地域住民の「支え合い」へとアウトソーシングしているのに対して、再犯防止推進法では、地方公共団体の責務とされていること(高橋 2009: 71)が異なる点であることを指摘した上で、新たな地域や社会のありかたを構想する必要性を強調する¹⁾。

その意味で再犯防止推進法は、司法と福祉の連携がうたわれ、2008年の地域生活定着支援事業(現・地域生活定着促進事業)が開始された当初とは、異なる制度設計がなされていると評価できる。地域生活定着支援事業は、厚生労働省が法務省との連携のもと、刑事施設等に収容されている社会的に排除された者を対象に、彼/彼女らの地域生活を保障していく為に開始されたものである。したがって、地域生活定着促進事業は社会福祉の立場に立つものである。また、地域生活定着支援センター²⁾は、司法領域に顕在化していた社会福祉によるサポートが必要な者を、司法から社会福祉へと「つなぐ」役割を担っている。これらを当事者から眺めた時には、この実践の積み上げが、生活再建や社会参加に向けた大きな一歩となり得る可能性がある。

そこで、薬物依存者の地域における生活再建の過程に焦点を当てる。彼/彼女らが、地域定着生活支援

センターからの支援を受けて刑事施設等を出所した後、障害者福祉サービスによる支援を受けながら、いかにして地域生活を経験していくのかを当事者へのインタビュー調査とその分析から明らかにすることを試みる。これらの作業を通じて、再犯防止推進法における薬物依存者に対する支援のあり方を考察することを試みる。

2. 再犯防止推進法における薬物依存者への対応

警察庁によれば、日本の刑法犯の認知件数は、戦後しばらくは変動が少なかったものの、1980年頃から増加し始め、1996年を境に急増し始めたという（警察庁2000）。2002年には、約285万件と7年連続で戦後最多を記録する状況であった。政府はこれを受けて、「世界一安全な国、日本」の復活を目指した。2003年から犯罪対策閣僚会議を開催する等して対策に乗り出し、警察官等治安維持に当たる公務員を大幅に増員し、地域における防犯ボランティア団体に対する支援を充実することを目指した（法務省2018）。その成果か、2007年には10年ぶりに刑法犯の認知件数は200万件を下回った。

その後、再犯防止対策として、社会生活上困難な事情を抱える刑務所出所者等の帰住先や就労先の確保や、薬物依存、高齢、障害等といった特定の問題を克服するための支援をすることが急務であると認識されるようになった（法務省2018）。その後、犯罪対策閣僚会議の下に再犯防止対策ワーキングチームが設置された。2011年に「刑務所出所者等の再犯防止に向けた当面の取組」が策定され、2012年には本格的な再犯防止対策として「再犯防止に向けた総合対策」が犯罪対策閣僚会議により決定し、数値目標も掲げられた。

2013年にブエノスアイレスで開催された国際オリンピック委員会で2020年のオリンピック・パラリンピック競技大会の開催都市が東京に決定したことは、犯罪対策に一層力を入れる要因となった。2014年に東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会が設立されると、犯罪対策閣僚会議は、世界一安全な日本を創ることが、国をあげて成し遂げるべき使命であることを強調した（犯罪対策閣僚会議2014）。犯罪や非行をした者を社会から

排除・孤立させるのではなく、再び受け入れることを自然にできる社会にすることを旨とした「宣言：犯罪に戻らない・戻さない～立ち直りをみんなで支える明るい社会へ～」を決定し、刑事施設や少年院を出た者を受け入れられる社会づくりにも着手した。そして2016年に再犯防止推進法が制定された。翌年2017年には「再犯防止推進計画」が策定されるに至った。

再犯防止推進計画は再犯防止推進法の第7条に基づき閣議決定されたものである。その内容は、犯罪対策閣僚会議の下に再犯防止推進計画等検討会が設置され、法務副大臣を議長として警察庁や厚生労働省を始めとする関係省庁と、文部科学省も構成員に加えて議論がなされるものである。国民が安全で安心して暮らせる「世界一安全な日本」の実現のために、5つの基本方針と7つの重点課題からなり、2018年度から2022年度までの5年間で政府が取り組む施策が盛り込まれた。

再犯防止推進法に明記された基本理念をもとに、再犯防止推進計画で設定された基本方針は5つある（法務省2017）。第1に、「誰一人取り残さない」社会の実現に向けて、国・地方公共団体・民間の緊密な連携協力を確保して再犯防止施策の総合的な推進、第2に、刑事司法手続きのあらゆる段階で切れ目のない指導及び支援の実施、第3に、犯罪被害者等の存在を十分に認識した上で犯罪をした者等に犯罪の責任や犯罪被害者の心情等を理解させ、社会復帰のために自ら努力させることの重要性を踏まえること、第4に、犯罪等の実態、効果検証・調査研究の成果等を踏まえ、社会情勢等に応じた効果的な施策の実施、第5に、再犯防止の取り組みを広報する等により、広く国民の関心と理解を醸成することである。

そして、この基本方針に基づいて行われる再犯防止施策は下記の7つの重点課題に整理された（法務省2017）。それは、第1に、就労・住居の確保等、第2に、保健医療・福祉サービスの利用の促進等、第3に、学校等と連携した修学支援の実施等、第4に、犯罪をした者等の特性に応じた効果的な指導の実施等、第5に、民間協力者の活動の促進等、広報・啓発活動の推進等、第6に、地方公共団体との連携

強化等、第7に、関係機関の人的・物的体制の整備等である。

再犯防止推進法の特徴として、しばしば指摘されるのは次の2つの点である。第1に、法務省だけでなく、厚生労働省や文部科学省等、省庁の垣根を超えた施策展開の試みである点、第2に、国だけでなく地方公共団体も実施主体として位置づけられたという点である。金澤真理(2021)は「刑事施設を出所し、その後の生活を自ら再建する当事者の主体性の保障と確保の手立て」(金澤 2021:180)を再犯防止推進法制定にあたって、論じなければならな

かったと指摘する。そこで、本稿では、薬物依存者自身が、刑事施設を出所した後に、どのように生活再建をしていくのかに着目する。

では、再犯防止推進法において薬物依存者はどのような対応がなされているのだろうか。表1を参照されたい。表1は、2021年8月時点での各都道府県における再犯防止推進計画を参照し、薬物依存者への対応を項目にわけて整理したものである。項目は①精神保健福祉相談、②回復プログラム、③乱用防止、④家族相談、⑤地域連携、⑥啓発、⑦専門職研修、⑧障害者福祉事業の活用の8つに整理した。

表1 各都道府県における再犯防止推進計画の概要

番号	都道府県	精神保健福祉相談	回復プログラム	乱用防止	家族相談	地域連携	啓発	専門職研修	障害者福祉事業の活用
1	北海道	○	—	○	○	○	○	○	—
2	青森県	○	—	○	○	—	—	—	—
3	岩手県	○	○	○	○	—	○	—	—
4	宮城県	△	○	—	—	○	—	—	—
5	秋田県	○	—	○	—	○	○	—	—
6	山形県	○	—	—	○	—	—	—	—
7	福島県	○	○	○	—	○	—	—	—
8	茨城県	○	○	○	○	○	—	○	○
9	栃木県	—	○	—	—	—	○	—	—
10	群馬県	△	○	—	○	○	○	○	—
11	埼玉県	△	—	—	○	○	○	—	—
12	東京都	○	○	—	○	○	○	—	—
13	千葉県	未確認							
14	神奈川県	○	○	—	○	○	○	○	—
15	新潟県	○	—	—	—	—	—	—	—
16	富山県	○	—	○	○	○	—	○	—
17	石川県	△	△	—	○	—	—	○	—
18	福井県	△	△	—	—	○	○	○	○
19	長野県	—	—	○	○	—	—	○	—
20	山梨県	○	○	○	○	○	—	○	—
21	岐阜県	—	—	—	○	○	○	—	○
22	静岡県	○	—	—	○	○	○	—	○
23	愛知県	○	○	○	○	○	○	—	—
24	三重県	○	—	—	○	○	○	—	—
25	滋賀県	○	○	—	○	○	○	—	○
26	京都府	○	○	○	○	○	○	—	—
27	大阪府	○	—	—	○	○	—	—	—
28	兵庫県	○	○	○	—	—	—	—	—
29	奈良県	未確認							
30	和歌山県	○	○	○	○	○	—	—	—
31	鳥取県	○	—	—	○	○	○	—	—
32	島根県	○	○	—	—	○	○	○	—
33	岡山県	○	—	—	○	○	—	○	—
34	広島県	○	○	—	○	—	—	—	—
35	山口県	—	○	○	○	—	○	—	—
36	徳島県	○	○	○	—	○	—	—	—
37	香川県	○	—	—	—	○	—	○	○
38	愛媛県	○	—	—	—	○	—	—	—
39	高知県	○	—	○	○	—	○	—	—
40	福岡県	○	○	—	—	○	—	—	—
41	佐賀県	○	—	—	○	○	○	—	—
42	長崎県	○	○	○	○	—	○	—	—
43	熊本県	○	—	—	○	—	○	—	—
44	大分県	○	○	—	○	—	○	—	—
45	宮崎県	○	—	—	○	—	—	○	—
46	鹿児島県	○	○	○	○	—	—	—	—
47	沖縄県	○	○	—	—	—	○	—	—

1つ目の精神保健福祉相談は、精神保健福祉センターあるいは保健所等の精神医療福祉機関を基盤とした、医療の提供を視野に入れた相談体制の構築、2つ目の回復プログラムは、SMARPP³⁾等の依存症回復プログラムの提供、3つ目の乱用防止は、小・中学校等における薬物乱用防止に関する教育の取り組み、4つ目の家族相談は、薬物依存者の家族が相談できる仕組みの構築、5つ目の地域連携は、精神保健福祉相談に取まりきらない民間団体や多様な支援機関を巻き込んだ地域での支援システムの構築、6つ目の啓発は、薬物依存者に対する理解や支援の必要性の啓発活動、7つ目の専門職養成は、薬物依存者の支援において求められる知識や専門性の研修の実施、8つ目の障害者福祉事業の活用は、既存の「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」(以下、障害者総合支援法と表記)にもとづくサービスの活用、という定義を設けて分類した。

ところで、これまでの薬物依存者の地域支援はダルクが担ってきた。市川岳仁(2010)はダルクについて次のように説明している。ダルクとは1985年に近藤恒夫らによって、東京都荒川区日暮里の古い一軒家を借りて始められた、薬物依存からの回復を願う者たちの共同生活が原点であり、当事者としての経験を分かち合う自助グループスタイルを用いた活動である。ダルクが創設された当時、国や自治体による薬物依存者の支援は、全くなかったと言ってよく、当時の近藤が所属していたMAC(マック:メリノール・アルコール・センターの略)ですら、薬物依存者の回復を積極的に支えようとしていなかった状況であった。その中で、薬物依存からの回復について助けが必要な当事者達が、お互いに支え合う場所を必要とした結果として生まれたものである。つまり、ダルクの最大の特徴は自助グループという点である。

こうした自助グループによる支え合いを行なっているダルクの活動も、再犯防止推進法における再犯防止推進計画に盛り込まれている。一方で、近年のダルク利用者の特徴として、被虐待経験、障がい等の課題を背景に抱える者の増加が指摘されている(市川 2019)。このように、薬物依存者が抱える

課題の現代的な特徴、そして、再犯防止推進計画にみられる障害者福祉サービスの活用可能性を鑑みれば、薬物依存者の生活再建においては医療あるいは自助に限らず社会福祉の活用の可能性を見出すことが可能である。そこで障害者総合支援法を活用しながら地域における生活再建を目指している薬物依存者へのインタビュー調査を分析し、新たな地域支援のあり方を考察する。

3. インタビュー調査の概要と分析

3-1 調査の概要

本調査では、地域生活定着支援センターからの支援を受けて刑事施設等を出所し、障害者福祉サービスを受けながら地域生活を再建/維持している者に対して、インタビュー調査を行った。本調査は、地域生活定着支援センターからの支援を受けた者について、その後の障害者福祉サービスの利用経験と刑事施設を出た後の生活再建過程を把握することが最大の目的である。

本調査では、AさんとBさんの2名の当事者から調査協力を得ることができた。調査は、合計2回実施した。2回目の調査を実施したのは、1回目の調査から半年が経過してからである。Aさんは40代女性で、薬物使用に関する違法行為により3回の刑務所受刑経験がある。現在は、障害者総合支援法によるサービスを利用しながら、生活を営んでいる。Bさんは40代女性で、薬物使用に関する違法行為により2回の刑務所受刑経験がある。現在は、障害者総合支援法による障害者福祉サービスを利用しながら、生活を営んでいる。

質問項目は3つの大項目を設定した。第1に、刑務所の入所に至るまでの生活経験、第2に、刑務所の入所中から地域生活定着支援センターに繋がるまでの経緯、第3に、刑務所を出所した後の障害者福祉サービスを利用しながらの地域生活の経験である。これらの質問項目を用いながら、半構造化面接形式によってインタビュー調査を実施した。

調査は名古屋市立大学大学院人間文化研究科研究倫理委員会からの承認を得た後に実施した。具体的な手順は、以下の通りである。第1に、インタビュー調査に「研究協力をお願い(調査依頼説明書)」

表2-1 AさんのSCAT分析①

番号	(1) テキストの中で注目すべき語句	(2) テキストの中の語句の言い換え	(3) 左を説明するようなテキスト外の内容	(4) テーマ・構成概念
A-1-1	中学時代の先輩に誘われて/最初は打ってもらって、そこからハマっちゃって、/仕事終わってからほとんど(毎日) 買いに行ってる	薬物との出会い/依存する経緯/依存後の薬物使用経験	逸脱文化をもつ社会関係	刑務所に入所する前
A-1-2	気持ちよさと快楽、寂しさを紛らわすために逃げてましたね/一緒に暮らしていた男性がいたんですけど、お互い夜の仕事をすれ違いがあって、その寂しさと子どもを1人で見ながらという大変さで/寂しさを逃がたいという、一番は快楽ですね	薬物を使用していた理由としての寂しさ・現実からの逃避/1人で子育てすることの多大な負担/薬物を使用していた理由としての快楽	空虚感/母親としての育児の負担感	刑務所に入所する前
A-1-3	私も中学でシンナーとか恐喝とか色んなことをして少年院に入っちゃって、卒業も少年院だった/少年院から出所して、結婚して、初めできた子が男の子だったんですけど、それがきっかけで結婚した/それ(結婚相手の死別)もあって余計に愛せぬ方の方に逃げてきましたね	子ども時代の非行経験/結婚したきっかけ/薬物に手をだしたきっかけとしての配偶者との死別	育児の負担と強い孤独感	刑務所に入所する前
A-1-4	【福祉事業所への】抵抗は、うーん、ないって言ったら嘘になるけど、そんな難しく考えていなかった/もう二度と(刑務所に)戻りたくないって頑張ろうという気持ちだけだったので	社会福祉に頼ることへの抵抗感/刑務所に再入所することへの抵抗感の強さ	福祉に頼ることに対するスタンプ	刑務所に入所している期間
A-1-5	最初は(治療のための)薬の関係であの、寝れなかったりっていうのがあったんだけど、苦しいんだけど、決まった時間に寝て、朝も起きてっていう風に調子がいい	生活リズムの重要性の認識	社会福祉サービスによる生活支援の提供	刑務所を出所した後
A-1-6	ダルクは「薬物」をやった人間だからじゃないですか、だから行きたくない/覚せい剤の語になってくると戦いたって気持ちになってくるし、自分的にもまだ意思は強いから絶対ダルクは向いてないと思うから行きたくない	自助グループへの抵抗感/自助グループに対しての適正のなさ	断業し続けることへの自信のなさ	刑務所に入所している期間
A-1-7	今も難いんですけど吸いたっていいっていう気持ちが出てくる時があります/しないって誓っているんですけど、怖さは、不安はありますね	薬物を再使用したい/欲求の自覚/薬物の再使用への不安	家族関係の再構築へのモチベーション	刑務所に入所している期間
A-1-8	これ以上【次男や子どもたちを】裏切れないって思ってるんですけど/職員さんとかの、なんというんですかね、話を聞いてもらって、相談のってくれるので、相談返ってくるし、そういう人たちのことも裏切らないかなって思ってる	現在の生活を維持する動機/現在の生活を維持する動機	家族関係の再構築へのモチベーション	刑務所を出所した後
A-1-9	【子どもに】会わせてもらえるっていう予定なので、その会える日を楽しみにしながら、毎日頑張ってます	生活での楽しみ・目標	社会福祉サービスによる生活支援の提供	刑務所を出所した後
A-1-10	薬物はしたくないし、刑務所行きたくない/門を出たら忘れちゃうんですよ、やっぱり。その辛かったことも何もかも	刑務所に再入所することへの拒否感/その拒否感をわけてしまう危険感	断業し続けることへの自信のなさ	刑務所を出所した後
A-1-11	今はグループホームで頑張ってるけど、落ち着いて自分が生活できるようになったら、子どもと一緒に住みたいなって思ってる/自分が安定して落ち着いて生活ができるようになる人間になったら一緒に暮らしたいなって思ってるんです	福祉事業所を利用して支援を受けた後の長期的な目標/自分自身が変わる必要性の認識	家族関係の再構築へのモチベーション	刑務所を出所した後
A-1-12	優しく接してくれて、相談にものってくれて、子どものこともすごい協力してくれているので助かってます/子どものことでもすごい一番動いてくれて、すごい良い人ですね、やっぱ、そういう人(福祉事業所の職員)達を裏切りたいくない	福祉事業所職員の協力とそれへの感謝/福祉事業所職員と構築した絆	新しい社会的絆の構築	刑務所を出所した後
A-1-13	前までは家族と暮らしていたじゃないですか、今は他人同士の集まりじゃないですか、んーその点がやっぱりちょっと違う	福祉事業所での生活の特徴	社会福祉サービスによる生活支援の提供	刑務所を出所した後

をもとに研究の主旨や個人情報管理の方法等を説明した。第2に、調査者が遵守する事項をまとめた誓約事項を記した「同意書」に署名による同意を得た。同時に、説明者(調査実施者)も署名を行った。なお、「同意書」は、研究協力者用と調査者用の2部用意した。第3に、「調査協力確認書」を用いて調査協力者から書類での同意を得た。なお、その際に「同意撤回書」を手渡し調査協力者への同意の撤回がいつでもできるようにした。本調査は研究協力者を得た施設の職員の指示に従い、休憩や中止はいつでも可能であることを説明し、精神的な負担が可能な限り生じないようにした。また、仮に、精神的な負担が生じた場合も、調査協力者が利用している障害者福祉サービスの職員から、アフターフォローを受けられるよう依頼した。

3-2 分析の手法

本調査で得た経験的データは SCAT (Steps for Coding and Theorization) を用いて分析を試みた(大谷 2011)。具体的な手順は次の通りである。インタビュー調査の音声データの文字起こしを行い、

セグメント化した。このセグメントを、〈1〉データの中で注目すべき語句、〈2〉それをいにかえるためのデータ外の語句、〈3〉それを説明するための語句、〈4〉そこから浮かび上がるテーマ・構成概念という4つのステップに従ってデータのコーディングを行った。そして、コードの中のテーマ・概念構成のキーワードを、ストーリーライン、理論記述として再構成を行った。

SCATは、量的側面よりも、質的側面を重要視したコード化による分析手法である。そのため、経験的データの語りから潜在的な意味を導き出すことのできる分析手法である。また、複数の事例ではなく1つの事例を対象とすることに重きを置いている。事例に対して、理論的な概念化も行いつつ、語りの文脈等を踏まえた分析が可能な手法である。なお、語りの分析手続きと概要についてはAさんについては表2-1および表2-2、Bさんについては表3を参照されたい。

3-3 分析の結果

Aさんに対するインタビュー調査をSCATにより

表2-2 AさんのSCAT分析②

番号	(1) テキストの中で注目すべき語句	(2) テキストの中の語句の言い換え	(3) 左を説明するようなテキスト外への概念	(4) テーマ・構成概念
A-2-1	子どものために何かしてあげないとかうなな、私のこの変化を見てほしいっていうので今仕事頑張ってるんです。私の頑張ってる姿もまあ見せたいっていう気持ちで頑張ってます	母親としてのやり直し/モチベーションとしての子どもの存在	断薬に向けた動機付け	刑務所を出所した後
A-2-2	嫌なこととかなんかなれば早く薬に憑りついて、子どもたちにその母親らしいっていう気持ち、事を見せあげたかった/子どもを裏切りたくなって気持ちあるんだけど、もし目の前に出されたらってなると、まだ意気は強くないです正直	母親として子どもにできなかったことへの後悔/薬物を再使用する可能性についてのアンビバレンスな感情	断薬に向けた動機付け	刑務所を出所した後
A-2-3	職員の人と1回接したことがあって、それで附けたことがあった/仕事場所の責任者への相談して、する中でそのままじゃダメだと思って/気持ちの切り替え	モチベーションの低下/職員に相談することによる課題の認識/気持ちの切り替え	社会福祉サービスによる地域生活支援の提供	刑務所を出所した後
A-2-4	気持ちよくなってきて、そういう人がいるんだってことからやっぱり仕事に出なきゃいけないって、思えるようになった	相談相手の存在とその重要性の認識	地域生活の再開に向けた準備	刑務所を出所した後
A-2-5	私は辛い事とか辛いことがあっても誰にも言えないタイプなんですね、自分に閉じ込めちゃタイプで、結局だからそういうこと薬に憑りついてしまったんです/子どものために働いていなきゃいかんとか、そういう切羽が詰まって1人で、1人で育てないわん、っていうお母さん像がなきゃいけない、そういうことが結局悪い罪をするようになって	薬物を使用していた理由としての寂しさ・現実からの逃避/薬物を使用していた理由として母親としての重任	空虚感/母親としての育児の負担感/強い孤独感	刑務所に入所する前
A-2-6	自分の中でストップをかけて、友だちも関係とか切ってる/（悪い癖を）したいって気持ちはない/目の前に出されたら、やるかやらないかって言われたらまだ意気は強くないっていうだけで、気持ち的にはそのしたいっていう気持ちは今は全くない	旧友との関係の遮断/断薬への意思、薬物再使用の自信のなさ	断薬に向けた動機付け	刑務所を出所した後
A-2-7	娘と次男さんについて、なんかもうあ、こうやって信じてくれる人がいるんだ、もう1回見られる人があるんだって思うと、そんなたいって思ったらかんなくて思って/今も仕事に集中してるし、その（悪い癖を）やりたいたって気持ちはどっかこぼれてますね	家族関係の再構築による薬物の再使用をしない意思の強化/福祉事業所の関与による薬物を忘れる環境の獲得	断薬に向けた動機付け	刑務所を出所した後
A-2-8	自分のために真面目に働いてくれる人がやっぱりその職員さん/今まで言えなかった事でも何でも、小さなことでも、その職員さんに相談ができる、のがそのお母さんって言ったらおかしいけど/私はおぼあちやんに育てられたからお母さんっていう人の愛情がわからないうです	職員の存在の重要性/お母さんの代わりとしての職員/実の母親からの愛情が不満足	地域生活の再開/維持	刑務所を出所した後
A-2-9	自分の母親がしてきたことを自分の子どもにもやって、やってきた/やっぱり親は親、すべし会いたって思う	親子関係の再生産/実親への愛情	断薬に向けた動機付け	刑務所を出所した後
A-2-10	【子ども】もうすぐ会えるんだけどその会えるっていう気持ちもすべし癒してくるまた助かるとなるんです、で、職員さんからの言葉もまた励みになる。したら、また頑張らなかなって思える	モチベーションとしての子どもの存在/モチベーションとしての職員の存在	断薬に向けた動機付け	刑務所を出所した後
A-2-11	真面目に働いてくれる人が今までいなかったんですよ、で、応えてくれる人もいなかったし、それが今はできる人がいる	相談相手がいることの意味	地域生活の再開/維持	刑務所を出所した後
A-2-12	会いに来てくれたっていう、で、その後帰りにまた職員さんに「お母さんは変わった」って、「こまでしてくれたのは〇〇さん（職員さん）のおかげです」って言ってくれたらしくて、「自分もまたお母さんに会いに行きます」って言ってきて、それからもう毎週土日会いに来てくれるんですよ、で、まあ今年産生日なんですけど、私、土休日で次男は身障日があるんですけど、だから、今回月曜日休みももらったんですけど何してあげたっていう気持ち	親子関係の再構築の契機となった職員の声かけ	社会福祉サービスにおける家族への介入	刑務所を出所した後

分析し、明らかになった生活再建過程は表2-1 および表2-2 にまとめた。Aさんは、【刑務所に入所する前】、逸脱文化をもつ社会関係を生きており、薬物を使用するに至った。そして、空虚感や強い孤独感、母親としての育児の負担感を理由に、薬物を使用し続けた。このように、薬物使用の背景には多様な生きづらさが存在していた。

その後、【刑務所に入所している期間】では、刑務所の入所・出所を繰り返していく中で、断薬し続けることへの自信のなさ、福祉に頼ることに対するスティグマ感を経験しながらも、家族関係の再構築へのモチベーションから、現在利用している、障害者福祉サービスの利用へと繋がった。

そして、【刑務所を出所した後】も、家族関係の再構築へのモチベーションは維持されていた。その一方で、断薬し続けることへの自信のなさも継続していた。しかし、障害者福祉サービスによる地域生活支援が提供され続けるなかで、支援者との新しい社会的絆の構築を経験していた。さらに、利用する障害者福祉サービスの職員により、AさんとAさんの子どもの間に入り、関係を結びなおすという支援があり、家族関係の維持が語られ、Aさんの家族関係

の再構築が目指されていた。それとともに、それらの社会関係の構築が、Aさんの断薬に向けた動機付けをもたらしていた。

次に、Bさんに対するインタビュー調査をSCATにより分析して示した生活再建過程は、表3にまとめた。【刑務所に入所する前】のBさんは、母親という存在の不確実性から家族との関係を構築することへの難しさを感じていた。逸脱文化をもつ男性関係を契機に、逸脱文化をもつ社会関係の中で生きていく中で、薬物依存状態が36年間続いた。BさんもAさんと同様に、多様な生きづらさを抱えていた。

その後の【刑務所に入所している期間】では、断薬の動機付けがなされていた。Bさんは、家族との再統合を希求していたため、障害者福祉サービスの利用に対しては拒否的な態度をとっていた。しかし、薬物による家族関係の喪失により、障害者福祉サービスを利用するに至った。

【刑務所を出所した後】においては地域生活定着支援センターの職員を中心として、社会福祉の支援による家族関係の維持を試みており、それらが断薬に向けた動機付けとなるとともに未来への視点の

表3 BさんのSCAT分析

番号	(1) テキストの中で注目すべき語句	(2) テキストの中の語句の言い換え	(3) 左を説明するようなテキスト外概念	(4) テーマ・構成概念
B1-1	射器と溶かした液体が出てきて、ほんで発覚して、一発打って/宙に浮く感じで体が楽になって、頭がぼーっとしてご飯も食べれへんし	薬物との出会い/初めて薬物を使用した時の感覚	逸脱文化をもつ男性関係	刑務所に入所する前
B1-2	最近っていうかも36年。常にある状態でした	薬物ありきの生活	薬物依存状態	刑務所に入所する前
B1-3	周りが薬物ばかりなんですとかく集まってくる人間みんな。集まってくる男、男連中が、なんかしらんけど薬物に浸った男ばかり/今回結婚した人も薬物で売人やって、常にある状態なんです	薬物が手に入りやすい人間関係/薬物が手に入る生活環境	逸脱文化をもつ社会関係	刑務所に入所する前
B1-4	(刑務所での薬物プログラムを受けて) 今現にやめようと思ってるし、手を出したくないと思ってるし、ほしんどもと思えへんようになった	刑務所でのプログラム経験	断薬の動機付け	刑務所に入所している期間
B1-5	地域生活定着支援センターの職員とここの福祉事業所の職員の合計4名がきました/何も聞かされずに行くよって言われたからなんでもやっつて思っ、みんなずらっつと並んで、あちからこちまで知らない道ばかりで、どうしたらいいんだろふみたくない	現在の福祉事業所に繋がるまでの経緯	司法と福祉の連携による支援	刑務所に入所している期間
B1-6	きっかけはやっば子どもが一番/連絡は地域生活定着支援センターの職員を通して(連絡を)とってます/会いたいっていうか自分の手元で置きたいと思って	断薬をする理由/支援者の働きかけ/将来の目標	福祉の介入による家族関係の維持	刑務所を出所した後
B1-7	絶対子ども引きとれないじゃないですか。だから今後一切関わらずに(旦那との)縁を切ろうと思ってる	子どもとの関係修復のための人間関係の整理	断薬に向けた動機付け	刑務所を出所した後
B1-8	(「子どもと」連絡取れるんは、刑務所いるときは手紙は書いて、返事が来たりして/向こう(=子ども側)の兎相(=児童相談所)の方がいにくれて、写真とか入れてくれた	子どもとの関わり/子どもとの関わりへの支援	福祉の介入による家族関係の維持	刑務所を出所した後
B1-9	未来を見ます。親戚して子どもをやっばり自分の手元に置きたいので	将来の目標	未来への視点の獲得	刑務所を出所した後
B1-10	周りに味方がいっぱいいてくれるじゃないですか/事業所で、管理者なんですから、うちのお母さんの存在。お母さんを早くにいなくなったので、お母さんの存在。悩みも相談できしし、言いやすいっていうか、話しやすい/機長さんはおぼあちゃんみたいな感じ/おぼあちゃんだったり、実の妹や弟にも見放されてるの。もう「帰ってくんね」って言われてるので	家族の代替となる福祉事業所における人間関係の構築	社会福祉サービスによる生活支援の提供	刑務所を出所した後
B1-11	1回目は許すけど2回目はないぞって言われたっつたんですよ。2回目やってしまったんで見放されました。手紙書いても返事が来なくて	受刑による家族関係の断絶	薬物による家族関係の喪失	刑務所を出所した後
B1-12	現実にはたぶん5、6年くらいかかるだろうなと思ってる。お金も貯めなあかんだろうし。家もあかん。5、6年からはっきりしたら10年かかるかもしれん	将来の目標達成のための具体的内容	将来への視点の獲得	刑務所を出所した後
B1-13	地域生活定着支援センターの職員とよく聞いたところ、正月休みにみんなが実家に帰ってるのに、自分だけぽつんとおるんで、ちよっとしらべんとしてたつっていうのは聞いてた/子どもの幸せを先に取ります。優先します	子どもの幸福の優先	断薬に向けた動機付け	刑務所を出所した後
B2-1	色々あって、(グループ)ホームを出たかったし、それでまあ好きになん、ちよつと話があるからそこまで来てるって感じて、来てもらって、で、話をして、それがその好きな人のホームの管理者さんに伝わってほんで逃げよかって感じて逃げたんですけど/なんとなく[今の生活]嫌になって/向こうも一緒に向こうも一緒に逃げようかみたいな感じになって逃げました	福祉事業所からの逃避/生活への不満の蓄積	地域生活に対する不満	刑務所を出所した後
B2-2	事業所に戻ったら、すぐ怒られました/その後はなんか別に管理者さんも普通に接してくれしたし、で普通に相談もつくつてくれた	職員からの注意/あと腐れない関係	地域生活の再開/維持	刑務所を出所した後
B2-3	今の事業所は人と人のつながり/愛情とか/覚せい剤じゃないものがあるんですね	覚せい剤を介さない人間関係	地域生活の再開/維持	刑務所を出所した後
B2-4	実母のお母さんとの関係を5歳までしか知らなかった、全然全く知らないんで分からない	母親という存在の不確実性	家族関係を構築する難しさ	刑務所に入所する前

獲得に繋がっていた。また、日常的な障害者福祉サービスによる地域生活支援の提供と、失敗経験を乗り越えることによって、「覚せい剤を介さない人間関係」という新しい社会的絆の構築を経験していた。

4. 考察

地域生活定着支援センターによる支援を受け、障害者福祉サービスの活用によって生活再建を目指した薬物依存者2名を対象としたインタビュー調査をSCATによって分析した。AさんおよびBさんの共通点は、地域における障害者福祉サービスとの出会いが、新たな社会的絆の構築に繋がっていた点に見出すことが出来る。その絆は、新たに会っていく、支援者だけでなく、薬物の使用を理由に破綻に近づいていた家族との関係や、薬物の使用に向かわせる逸脱文化をもつ社会関係との断絶という側面も含まれていた。AさんとBさんにとって地域生活定着支援センターの職員との出会いは、障害者福祉サービスを提供する職員を中心とした新しい人間関係を構築していくことに繋がり、そしてそれが断薬の動機付けに繋がっていたと解釈することが

可能である。

以上のAさんとBさんのインタビュー調査から、「薬物依存者」特有のニーズに対するスペシフィックな観点からのアプローチよりも、障害者総合支援法による地域生活支援を得ることで、地域生活を営む1人の人間として支援を受けることが重要な意味をもつことが示唆された。そしてそれが、安田恵美(2021)が指摘する社会的にヴァルネラブルな状況に置かれた者の社会参加を保障する具体的な1つの手立てとなり得るだろう。

また、向谷地生良が指摘するように「ソーシャルワークにおける『医学モデル』と『生活モデル』の分断が、現場に、『二重の焦点(double focus)をめぐる右往左往』するというジレンマをもたらしてきた」(向谷地 2017: 39)という点を乗り越える可能性も秘めている。AさんとBさんが、障害者福祉サービスを活用しながら地域生活を維持できていくこと自体が、ポジティブ/ストレングスな視点による支援であることを意味している。その際、重要となるのは、日常的な障害者福祉サービスによる地域生活支援の提供と、失敗経験を乗り越えることを

背景とした「覚せい剤を介さない人間関係」という新しい社会的絆を構築することである。

したがって、地域生活定着支援センターによる支援を受けて、障害者福祉サービスを利用するに至った薬物依存者の生活再建過程についてのインタビュー調査を SCAT で分析した結果、「薬物依存者」特有のニーズに対するスペシフィックな観点からのアプローチよりも、障害者総合支援法により地域支援を得ることで、地域生活を営む 1 人の人間として支援を受けることが重要であると示唆された。

しかしながら、薬物依存者の生活再建あるいは社会参加に向けた社会福祉による支援が、具体的にどのような行われているのかについては本稿では扱っていない。今後においては、支援者を対象としたインタビュー調査を実施することが求められるだろう。

謝辞 本分担研究の実施にあたって調査にご協力いただきました調査協力者の皆さまに心よりお礼申し上げます。

付記 本稿は、厚生労働科学研究費補助金「再犯防止推進計画における薬物依存症者の地域支援を推進するための政策研究 (19GC1014)」〔研究代表者：松本俊彦〕における「司法と福祉の連携による薬物依存症者への地域支援とその回復過程に関する質的研究」〔研究分担者：高橋康史〕の成果の一部である。

【注】

- ただし、高橋 (2021) が述べている地域のありかたとは、再犯を減らすための目的としたものである。これに対して「地域共生社会」をめぐる議論はあくまで社会福祉の実現を目的であることに留意する必要がある。本稿では、後者の立場性を取っている。
- 地域生活定着支援センターは、2008 年に厚生労働省と法務省の連携により形作られた地域生活定着支援事業 (現・地域生活定着促進事業) の中核となる役割を担っ

ている。この事業は、矯正施設にいる障害者・高齢者等をただちに福祉のアクターへ結びつける支援システムを構築したものであり、田島良昭が代表となった厚生労働科学研究 (障害保健福祉総合研究事業) を受けて発起したものである (田島ほか 2009)。

- この薬物依存回復プログラムは、「せりがや覚せい剤依存再発防止プログラム」(Serigaya Methamphetamine Relapse Prevention Program : SMARPP) である。認知行動療法による医療的アプローチであり、薬物を使わないことよりも治療の場から離れないことを重要視している (松本 2016)。特徴的な点は、医療現場に加えて刑事施設や保護観察所等の各種プログラムに取り入れられている点、平成 28 年度の診療報酬改定では医療機関における診療報酬の対象となった点である。

【参考文献】

- 法務省 (2012) 『再犯防止に向けた総合対策』。
- 法務省 (2017) 『再犯防止推進計画』。
- 法務省 (2018) 『平成 30 年度版再犯防止推進白書』。
- 法務省 (2019) 『令和元年度版再犯防止推進白書』。
- 法務省 (2020) 『令和 2 年度版再犯防止推進白書』。
- 犯罪対策閣僚会議 (2014) 「宣言：犯罪に戻らない・戻さない〜立ち直りをみんなで支える明るい社会へ〜」。
- 市川岳仁 (2010) 「薬物依存からの回復における当事者性の意義と課題——NPO としてのダルクの活動を素材に」『龍谷大学大学院法学研究』(12)、29-50 頁。
- 市川岳仁 (2019) 「薬物依存とダルク——依存者の人生とその再構築への挑戦」『都市問題』110(11)、24-29 頁。
- 金澤真理 (2021) 「社会参加の機会保障と再犯防止推進法の問題」金澤真理・安田恵美・高橋康史編『再犯防止から社会参加へ——ヴァルネラビリティから捉える高齢者犯罪』日本評論社、167-190 頁。
- 警察庁 (2000) 『平成 12 年度版警察白書』。
- 松本俊彦 (2016) 『よくわかる SMARPP——あなたにもできる薬物依存者支援』金剛出版。
- 向谷地生良 (2017) 『「当事者研究」とソーシャルワーク』『臨床心理学』増刊(9)、36-41 頁。
- 大谷尚 (2011) 「SCAT」『感性工学』10(3)、155-160。
- 全国社会福祉協議会 (2019) 『地域共生社会の実現に向けた地域福祉計画の策定・改定ガイドブック』厚生労働省平

成30年度生活困窮者就労準備支援事業費補助金社会福祉推進事業「地域での計画的な包括支援体制づくりに関する調査研究事業」報告書。

高橋有紀(2021)『『地域共生社会』は『最良の刑事政策』になり得るか?』『犯罪社会学研究』46、60-73頁。

田島良昭(2019)『罪を犯した障がい者の地域生活支援に関する研究』平成18～平成20年度厚生労働科学研究(障害保健福祉総合研究事業)報告書。

安田恵美(2021)「高齢出所者等の特性に応じたよりそのあり方——本人の主体的な『社会参加』を支えるための施策とは?」金澤真理・安田恵美・高橋康史編『再犯防止から社会参加へ——ヴァルネラビリティから捉える高齢者犯罪』日本評論社、9-40頁。